

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月14日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画区域区分

2. 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域に追加する部分

茅ヶ崎市萩園字北ヶ谷、字島入、香川五丁目、みずき一丁目、西久保字上ノ町、円蔵字西飛地、甘沼字北根及び字向原地内並びに寒川町宮山地内

(2) 市街化調整区域に追加する部分

茅ヶ崎市萩園字西ノ谷、赤羽根字五箇、行谷字広町、下寺尾字北方及び西方地内並びに寒川町大曲一丁目及び岡田八丁目地内

3. 縦覧場所

寒川町都市建設部都市計画課